

人事院公示第 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 58 年人事院公示第 4 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 2 月 1 0 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～三 (略) 四 人事院規則 1 6—4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14) (略) <u>(14 の 2) 第 3 0 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u> (15)・(16) (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～三 (略) 四 人事院規則 1 6—4（補償及び福祉事業の実施）に規定する次に掲げる事項 (1)～(14) (略) (新設) (15)・(16) (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和 8 年 4 月 1 日から効力を発生する。